



コミュニティ助成事業



概要

一般財団法人自治総合センター（以下「センター」）が、宝くじの社会貢献広報事業として実施している「コミュニティ助成」について、市が窓口となり、地域コミュニティ活動の充実・強化を目的に町内会・自治会等に対して補助金を交付します。

（注：当年度に申請していただき、センターの採択を受けて、翌年度に実施していただきます）

内容

事業名	一般コミュニティ助成事業	コミュニティセンター助成事業
内容	コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業	住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設または大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業
補助金	100万円から250万円まで	対象となる事業費の5分の3以内に相当する額（上限：1,500万円） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">当面の間、センターの助成金に市補助（5分の1）を加算 加算後 対象となる事業費の5分の4以内 上限：2,000万円</div>

一般コミュニティ助成事業例：パソコン、印刷複合機、エアコン、テーブル、キャビネットなど。

令和7年度事業（令和6年度申請）について

市がセンターから案内を受け、町内会・自治会等からの申請を受付します。

例年、8月末ごろに案内があります。事前相談のあった町内会・自治会等に市からお知らせします。

事前相談（予約制）

事業内容及び提出書類について事前相談が必要です。

事前相談は年間通して対応しておりますが、申請年度の事前相談は8月中にはおこなってください。

担当職員との相談日時は、ご連絡いただき調整させていただきます。

問い合わせ

宇治市 市民協働推進課 市民協働係

電話 20-8721（直通） メール community@city.uji.kyoto.jp



詳しくは市HPをご確認ください。

【主な注意事項】

1. 事業で整備する備品等に宝くじの広報表示を行うことが条件となります。
2. 事業の採択はセンターが行います。申請した事業が必ずしも採択されるとは限りませんのでご了承ください。なお、事業採択の通知は、申請年度の翌年度4月上旬の見込みです。
3. 採択を受け事業を実施した団体については、事業実施の翌年度から起算して10年間は、同一事業の申請はできません。